

第6章 振替受益権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第6章 振替受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項等	6-1-1		
第2節	新規記録手続	6-2-1	~	6-2-3
第3節	振替手続	6-3-1		
第4節	信託財産と振替受益権との転換の取扱い	6-4-1	~	6-4-6
第5節	抹消手続	6-5-1	~	6-5-4
第6節	振替受益権の併合に係る手続	6-6-1		
第7節	振替受益権の分割に係る手続	6-7-1		
第8節	信託の併合及び分割に係る手続	6-8-1	~	6-8-2 1
第9節	特別受益者の申出等に関する取扱い	6-9-1		
第10節	振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続	6-10-1		
第11節	超過記録発生時の取扱い	6-11-1		
第12節	総受益者通知に係る手続	6-12-1	~	6-12-4
第13節	振替口座簿の情報提供請求に係る手続	6-13-1	~	6-13-2
第14節	担保受益権に関する取扱い	6-14-1		
第15節	分配金に関する取扱い	6-15-1		
第16節	受益権行使のための証明書の取扱い	6-16-1		
第17節	振替受益権の取扱廃止時の取扱い	6-17-1	~	6-17-7
第18節	振替受益権の内容の提供	6-18-1	~	6-18-2
第19節	特例受益権の移行に係る取扱い	6-19-1	~	6-19-4

第1節 振替口座簿とその記録事項等

内 容	備 考
「振替口座簿とその記録事項等」の取扱いについては、第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」の取扱いに準じる。	(業 285 条の 2 から 285 条の 6 まで、施 357 条の 2 から 357 条の 6 まで)

以上

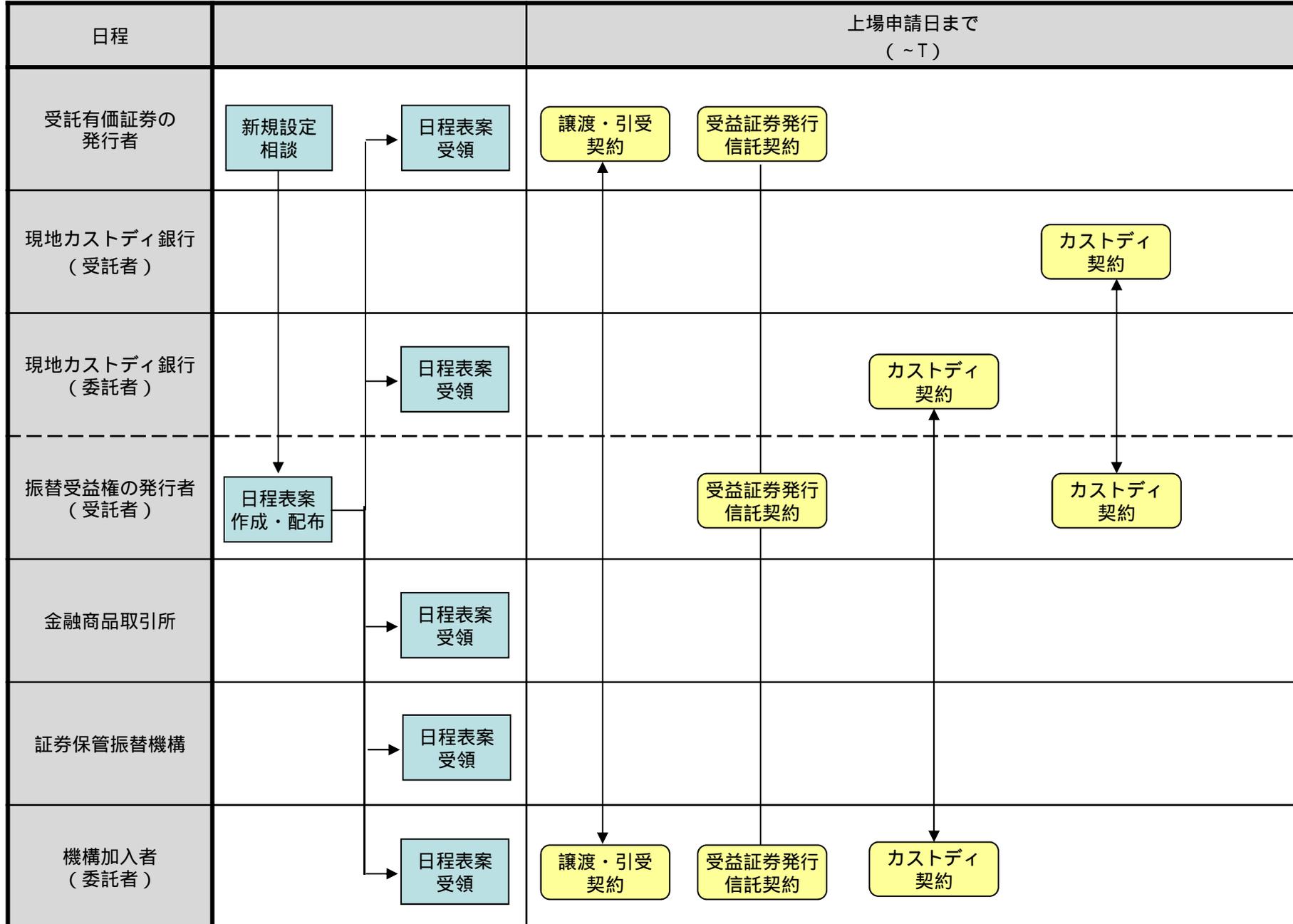
第2節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>1. 新規上場時における取扱い</p> <p>(1) 発行者の事前手続 発行者は、株式等振替制度での取扱いに同意する受益証券発行信託の受益権を新たに発行する場合には、事前に、機構に対し、連絡を行う。</p> <p>(2) 発行者による同意又は決定事項等の通知</p> <p style="margin-left: 2em;">a 発行者が株式等振替制度において初めて受益証券発行信託の受益権を発行する場合 発行者は、金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、振替受益権に係る同意書を提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">b a 以外の場合 発行者は、原則として金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、Target保振サイトにより、振替受益権の発行を決定した旨を通知しなければならない。</p> <p>(3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、発行者から(2) a の同意書を受領したとき、又は(2) b の通知を受けたときは、当初信託設定日の5営業日前に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(業7条、12条及び285条の8)</p> <p>※ 連絡の際には、受益証券発行信託の受益権の概要を、併せて通知する。</p> <p>※ 発行者は、a の同意書の提出又はb の通知の後に受益証券発行信託の受益権を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、書面又はTarget保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 同意書の提出については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」を参照。</p> <p>※ 同意は、将来発行される受益証券発行信託の受益権も含めた包括的な同意とし、一度同意書を提出した発行者は、その後に発行する受益証券発行信託の受益権について同意書の提出を行う必要はない。</p> <p>※ 通知については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」別紙1-2-7を参照。</p>

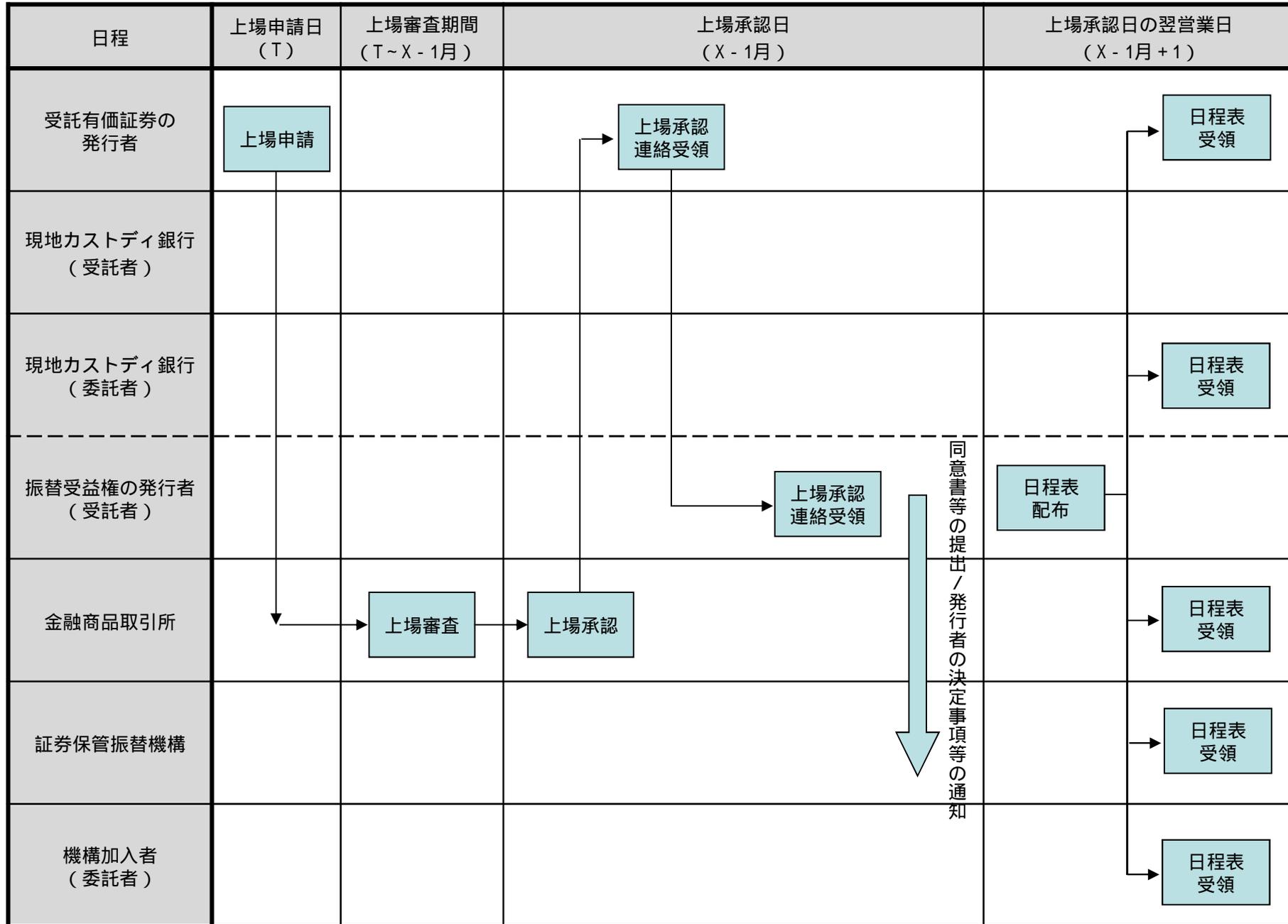
内 容	備 考
<p>① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 発行者兼受託者 ④ 受益者名簿管理人 ⑤ 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ⑥ 受益証券発行信託の計算期日 ⑦ 受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑧ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑨ 指定転換請求者 ⑩ 上場する金融商品取引所 ⑪ 上場予定日 ⑫ その他機構が定める事項</p> <p>2. 新規記録の取扱い (1) 新規記録通知 発行者は、信託設定により振替受益権が発生したときには、機構に対し、次に掲げる事項の新規記録通知を統合Web端末により行わなければならない。</p> <p>① 発行者コード ② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う数 ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>(2) 振替口座簿における増加の記録 機構は、上記(1)の通知を受けたときは、直ちに、新規記録がなされる機構加入者の口座の保有欄における当該機構加入者に係る振替受益権の数の増加の記録をしなければならない。</p> <p>(3) 発行者に対する通知 機構は、新規記録通知を行った発行者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>a 新規記録日当日 統合Web端末により「新規記録済通知」を行う。 b 新規記録日の翌営業日 統合Web端末及びファイル伝送により「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p>	

内 容	備 考
<p>(4) 機構加入者に対する通知 機構は、新規記録通知に基づき振替口座簿の増加記録の対象となった機構加入者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>a 新規記録日当日 オンラインリアルタイム接続及び統合Web端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>b 新規記録日の翌営業日 ファイル伝送により「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>3. 追加信託時における新規記録の取扱い 既に機構で取り扱っている振替受益権について、追加信託が行われた場合の新規記録の取扱いは、2. と同様となる。</p> <p>4. 非上場の受益証券発行信託の受益権の取扱開始時の取扱い 非上場の受益証券発行信託の受益権について、発行者が株式等振替制度での取扱いに同意しようとする場合の取扱いは1. と同様となるが、一部の相違点と取扱い上の留意点は以下のとおりである。</p> <p>(1) 発行者の事前通知 発行者による機構に対する連絡は、(2) の同意又は通知を行う日の2週間程度前の日までに行う。</p> <p>(2) 発行者による同意又は決定事項等の通知 発行者による同意又は決定事項等の通知は、(3) の通知が行われる日の2週間前までに行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構による、(2) の同意書又は通知を受領したときに機構加入者及び間接口座管理機関に対して行う通知は、当初信託設定日の3週間前に行う。</p> <p>新規上場時における通知事項（上記1. (3)）との相違点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「① 銘柄コード」に、ISINコードが追加となる。 ・「⑧ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位」、「⑩ 上場する金融商品取引所」、「⑪ 上場予定日」は除く。 ・「銘柄略称」が追加となる。 	<p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル（処理明細）」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 左記の日程はあくまでも参考であり、非上場の受益証券発行信託の受益権に係る取扱開始の日程を決定する場合には、あらかじめ関係者間での調整が必要である。</p> <p>※ 受益者が極めて多数であるときその他特別な事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。</p>

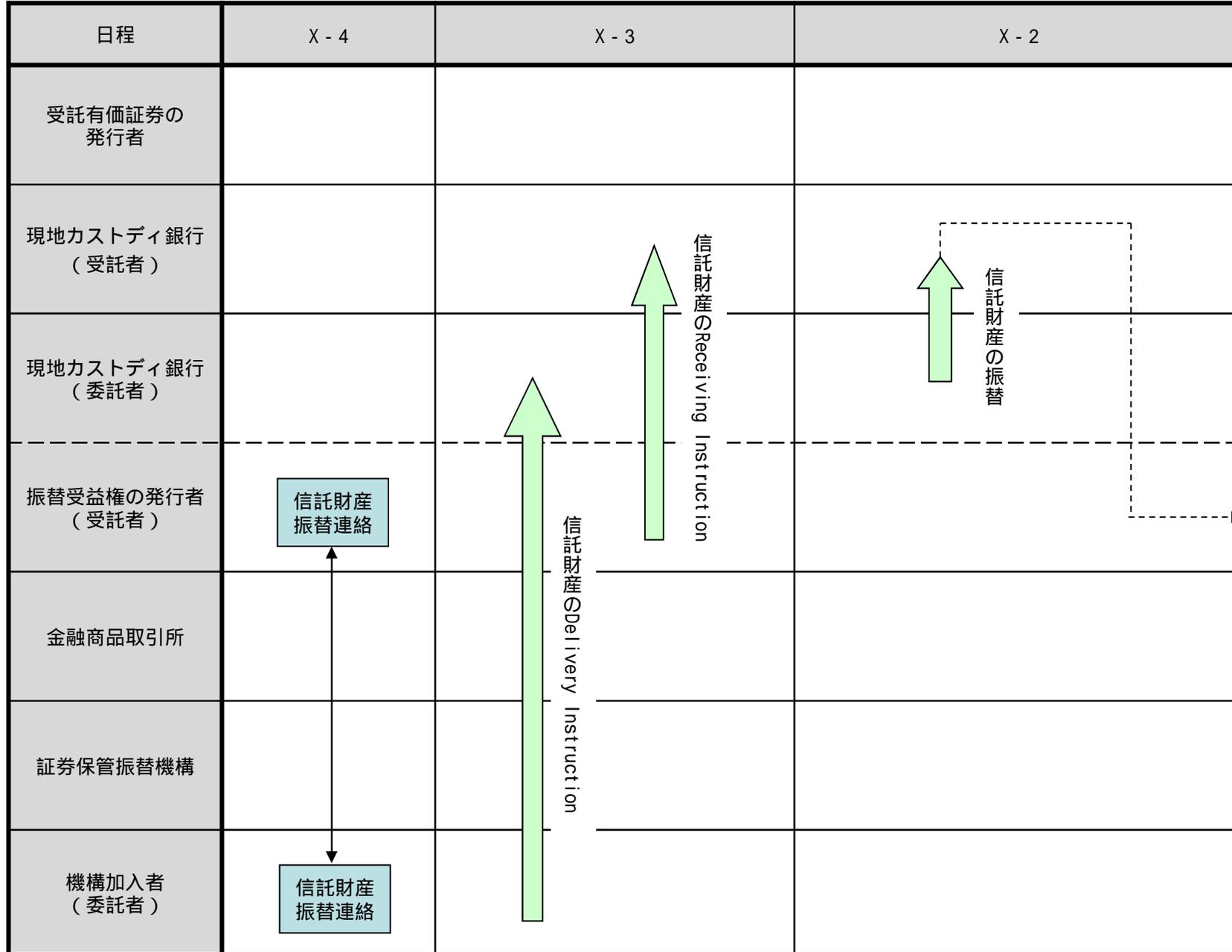
以 上



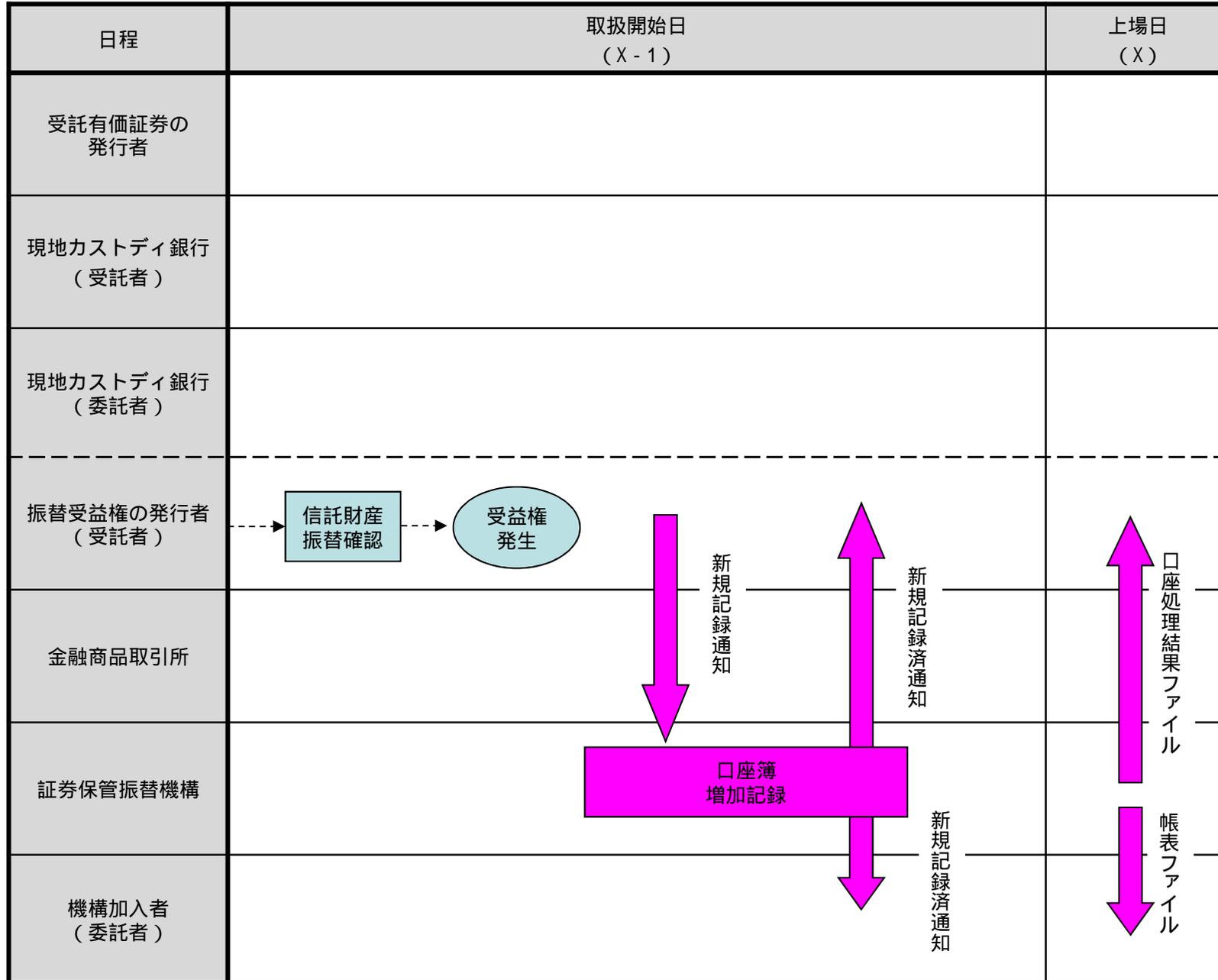
当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。

第3節 振替手続

内 容	備 考
「振替手続」については、第2章第3節「振替手続」の取扱いに準じる。ただし、登録質に係る口座振替はできない。	(業 285 条の 9、施 357 条の 6 及び 357 条の 7)

以 上

第4節 信託財産と振替受益権との転換の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 転換の取扱い</p> <p>(1) 指定転換請求者 受益証券発行信託に係る信託財産と振替受益権との間の振替受益権の発行者（受益証券発行信託の受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。以下同じ。）への転換請求については、振替受益権の発行者に対して転換請求を行うことのできる者として、振替受益権の発行者から指定を受けた機構加入者又は間接口座管理機関（以下「指定転換請求者」という。）が行うものとする。</p> <p>(2) 指定転換請求者の追加、変更又は解除時の通知 機構は、指定転換請求者について、追加、変更又は解除があった場合には、次に定める事項を、Target保振サイトを通じて、機構加入者及び間接口座管理機関に通知するものとする。</p> <p>① 追加、変更又は解除となる指定転換請求者 ② 追加、変更又は解除の別 ③ 追加、変更又は解除が行われる日</p>	<p>(業 285 条の 10 第 1 項)</p> <p>(業 285 条の 10 第 2 項、施 357 条の 8)</p>
<p>2. 追加信託の取扱い</p> <p>(1) 追加信託の請求等</p> <p>a 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う追加信託の請求方法 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う転換のうち、当該加入者が、受益証券発行信託に係る信託財産と同種の財産を追加信託し、振替受益権に転換する場合（以下「追加信託」という。）において、当該追加信託に係る振替受益権の発行者への請求は、次の事項を記載した所定の転換請求書を加入者から受領した上で、指定転換請求者が行うものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数</p> <p>b 指定転換請求者が行う追加信託の請求方法 指定転換請求者は、指定転換請求者が自ら追加信託を行う場合又は上記 a に基づく加入者からの追加</p>	<p>※ 追加信託時における日程イメージについては、別紙 2 参照 (業 285 条の 12、施 357 条の 9)</p> <p>※ 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が提出する転換請求書（転換申請人用）については、「参考様式 1」参照</p> <p>※ 指定転換請求者が振替受益権の発行</p>

内 容	備 考
<p>信託に係る請求があった場合には、速やかに、次の事項を記載した所定の転換請求書を振替受益権の発行者に対して提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定転換請求者の名称、住所及び口座管理機関コード ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数 ⑤ 追加信託に係る信託財産の振替元口座情報 ⑥ 追加信託に係る振替受益権の新規記録先口座情報 ⑦ 追加信託に係る信託財産が口座振替できない財産（商品）である場合には、当該財産を特定する情報 <p>c 転換請求書を受領した振替受益権の発行者における手続 振替受益権の発行者は、上記bにより、指定転換請求者から転換請求書を受領した場合には、当該指定転換請求者に対して、次の事項を記載した所定の転換手続連絡票により通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定転換請求者の名称 ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数 ⑤ 追加信託に係る振替受益権の数 ⑥ 指定転換請求者が行う信託財産の振替に係る発行者の振替先口座情報 ⑦ 発行者の口座における追加信託に係る信託財産の決済日 ⑧ 追加信託に係る振替受益権の新規記録日 <p>(2) 追加信託に係る信託財産の交付 指定転換請求者は、信託財産の決済日に、当該信託財産が振替受益権の発行者に交付されるよう所要の手続を行うものとする。</p> <p>(3) 追加信託に係る新規記録通知</p> <p>a 振替受益権の発行者による新規記録通知 振替受益権の発行者は、上記(2)に記載する指定転換請求者からの信託財産の交付が行われたこと</p>	<p>者に提出する転換請求書（指定転換請求者用）については、「参考様式2」参照</p> <p>(業 285 条の 13) ※ 信託財産が有価証券の場合、振替受益権の発行者の口座への振替は、海外で行われる場合も想定されるため、当該信託財産を管理している国に応じた振替手続を行う必要がある。</p> <p>(業 285 条の 14、施 357 条の 10) ※ 新規記録通知は、振替受益権の発行者</p>

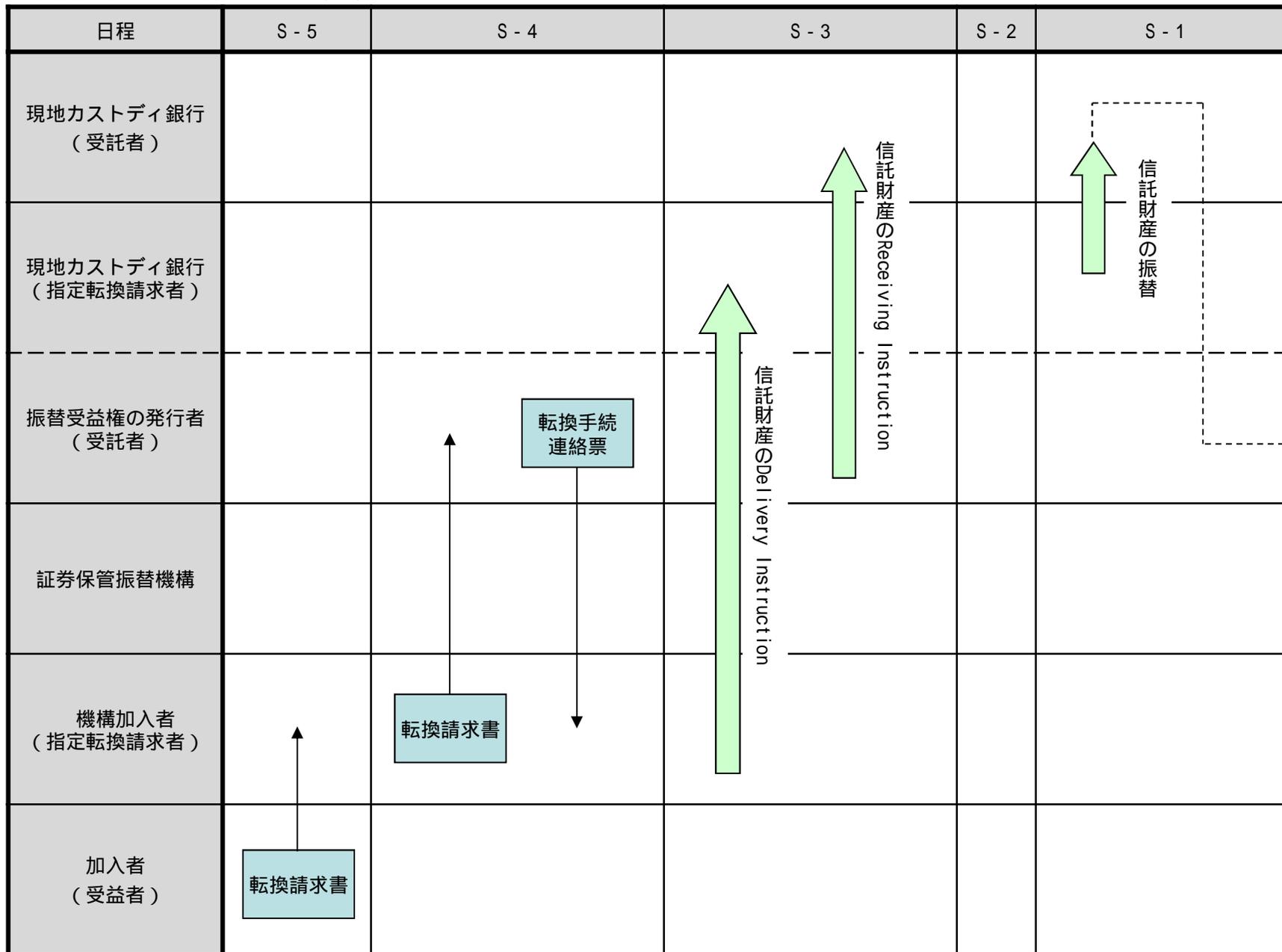
内 容	備 考
<p>を確認した場合には、速やかに、追加信託によって発生した振替受益権を発行するとともに、機構に対して、次に掲げる事項の新規記録通知を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替受益権の銘柄 ② 振替受益権に係る受益者又は質権者である加入者の氏名又は名称 ③ ②の加入者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座 ④ 加入者ごとの振替受益権の数（⑤に掲げるものを除く。） ⑤ 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である振替受益権の数及び当該数のうち受益者ごとの数 ⑥ ⑤の受益者の氏名又は名称及び住所 ⑦ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び④又は⑤の数のうち信託財産であるものの数 ⑧ 振替受益権の総数及び受益権の内容 <p>b 機構加入者から下位機関への通知 機構加入者は、上記 a の新規記録通知が、当該機構加入者の下位機関の加入者のものである場合には、速やかに、上記 a ①～⑧に掲げる事項を直近下位機関に通知しなければならない。</p> <p>c 振替機関等における振替口座簿の増加の記載又は記録 新規記録通知を受けた振替機関等は、速やかに、次に掲げる場合の区分に応じて、当該区分に定める記載又は記録を振替口座簿にしなければならない。</p> <p>(a) 当該振替機関等が、a ③の口座を開設した者である場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該口座の保有欄における当該加入者に係る振替受益権の数の増加の記載又は記録 ② 当該口座の質権欄における当該加入者に係る振替受益権の数の増加の記載又は記録 ③ 当該口座の質権欄における a ⑥に掲げる事項の記載又は記録 ④ 当該口座における a ⑦の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録 <p>(b) 当該振替機関等が、a ③の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって、当該加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る a ④の数と a ⑤の数を合計した数の増加の記載又は記録</p>	<p>に対し追加信託に係る信託財産の交付が行われる決済日の翌営業日までに行うものとする。</p> <p>※ 指定転換請求者が、間接口座管理機関である場合を想定している。この場合において、当該間接口座管理機関は、事前に上位機関である機構加入者に、転換に係る事前連絡を行う必要がある。</p> <p>※ 通知は、当該通知を受けた間接口座管理機関においても準用する。</p>

内 容	備 考
<p>d 追加信託による振替受益権の増加記録時の機構からの通知</p> <p>(a) 振替受益権の発行者に対する通知 機構は、新規記録通知を行った振替受益権の発行者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>① 新規記録日当日 統合W e b 端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>② 新規記録日の翌営業日 統合W e b 端末及びファイル伝送により「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>(b) 機構加入者に対する通知 機構は、新規記録通知に基づき振替口座簿の増加記録の対象となった機構加入者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>① 新規記録日当日 オンラインリアルタイム接続及び統合W e b 端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>② 新規記録日の翌営業日 ファイル伝送により「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>3. 信託の一部解約の取扱い</p> <p>(1) 一部解約の請求等</p> <p>a 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う一部解約の請求方法 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う転換のうち、当該加入者が有する振替受益権について、その全部又は一部に係る受益証券発行信託に係る契約を解約し、信託財産に転換する場合（以下「一部解約」という。）において、当該一部解約に係る振替受益権の発行者への請求は、次の事項を記載した所定の転換請求書を加入者から受領した上で、指定転換請求者が行うものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 一部解約である旨</p> <p>③ 一部解約に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>④ 一部解約に係る振替受益権の数</p> <p>b 指定転換請求者が行う一部解約の請求方法</p>	<p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル（処理明細）」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 一部解約時における日程イメージについては、別紙3参照</p> <p>(業 285 条の 16、施 357 条の 11)</p> <p>※ 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が提出する転換請求書（転換申請人用）については、「参考様式 1」参照</p>

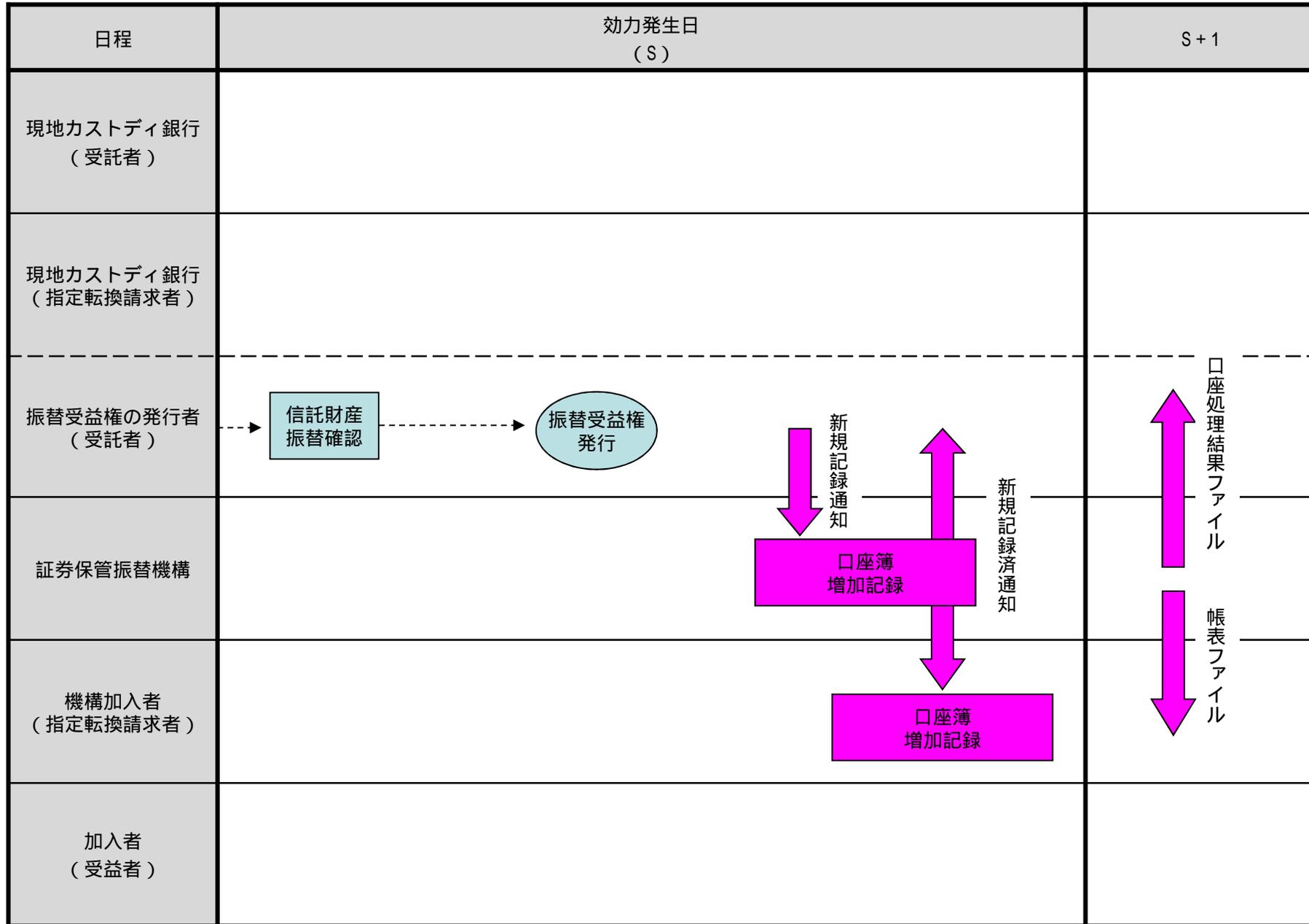
内 容	備 考
<p>(3) 一部解約に係る振替受益権の発行者における取扱い</p> <p>a 振替受益権の発行者における振替受益権の抹消請求 振替受益権の発行者は、上記(2)に記載する指定転換請求者からの振替受益権の振替が行われたことを確認した場合には、当該振替受益権が発行者の口座から抹消されるよう、機構に対して、抹消請求を行うものとする。</p> <p>b 機構及び振替受益権の発行者における振替口座簿への記録 (a) 機構における処理 ア 機構における振替口座簿への減少の記録 機構は、上記aの当日抹消請求を振替受益権の発行者から受けたときは、受付日当日のオンライン処理において、振替受益権の発行者における振替口座簿の減少の記録を行う。</p> <p>イ 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)の処理結果に係る機構からの通知 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)を入力した振替受益権の発行者に対して、次の通知を行う。</p> <p>① 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)入力の日 オンラインにて抹消済通知を統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続にて通知する。</p> <p>② 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)入力の翌営業日 「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」及び「口座処理結果ファイル(TA用)」をファイル伝送にて、「口座処理結果ファイル(委託会社用)」を統合Web端末にて通知する。</p>	<p>ある。</p> <p>(業 285 条の 18、施 357 条の 13)</p> <p>※ 抹消請求は、統合Web端末(画面入力)での「当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)」により行うものとし、次に掲げる事項を入力する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消する振替受益権の数</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続による通知は、発行者の上位機関である機構加入者に対して行う。</p> <p>※ 「口座処理結果ファイル(TA用)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p>

以上

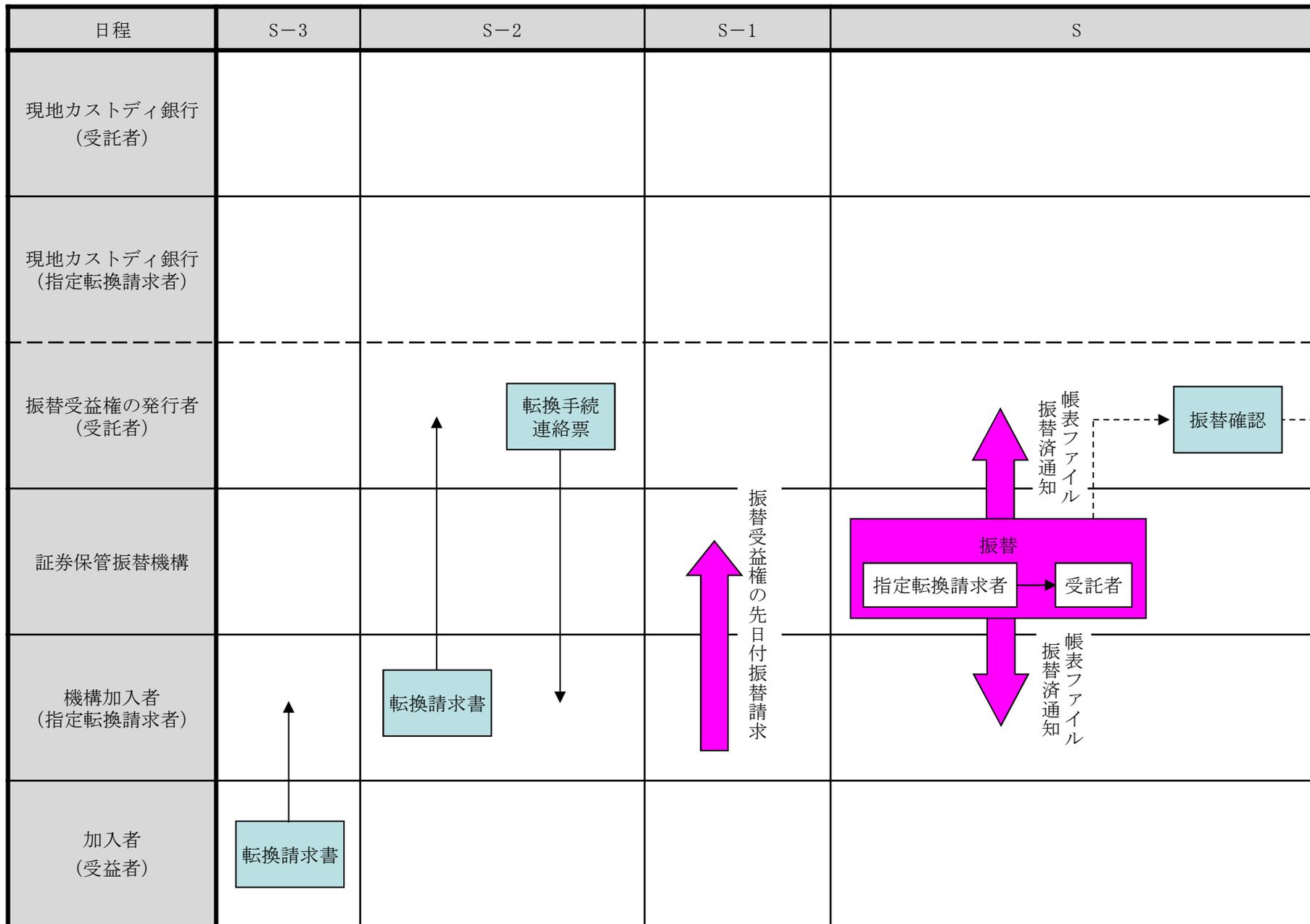
追加信託時における日程イメージ ()



当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に追加信託を行う場合は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

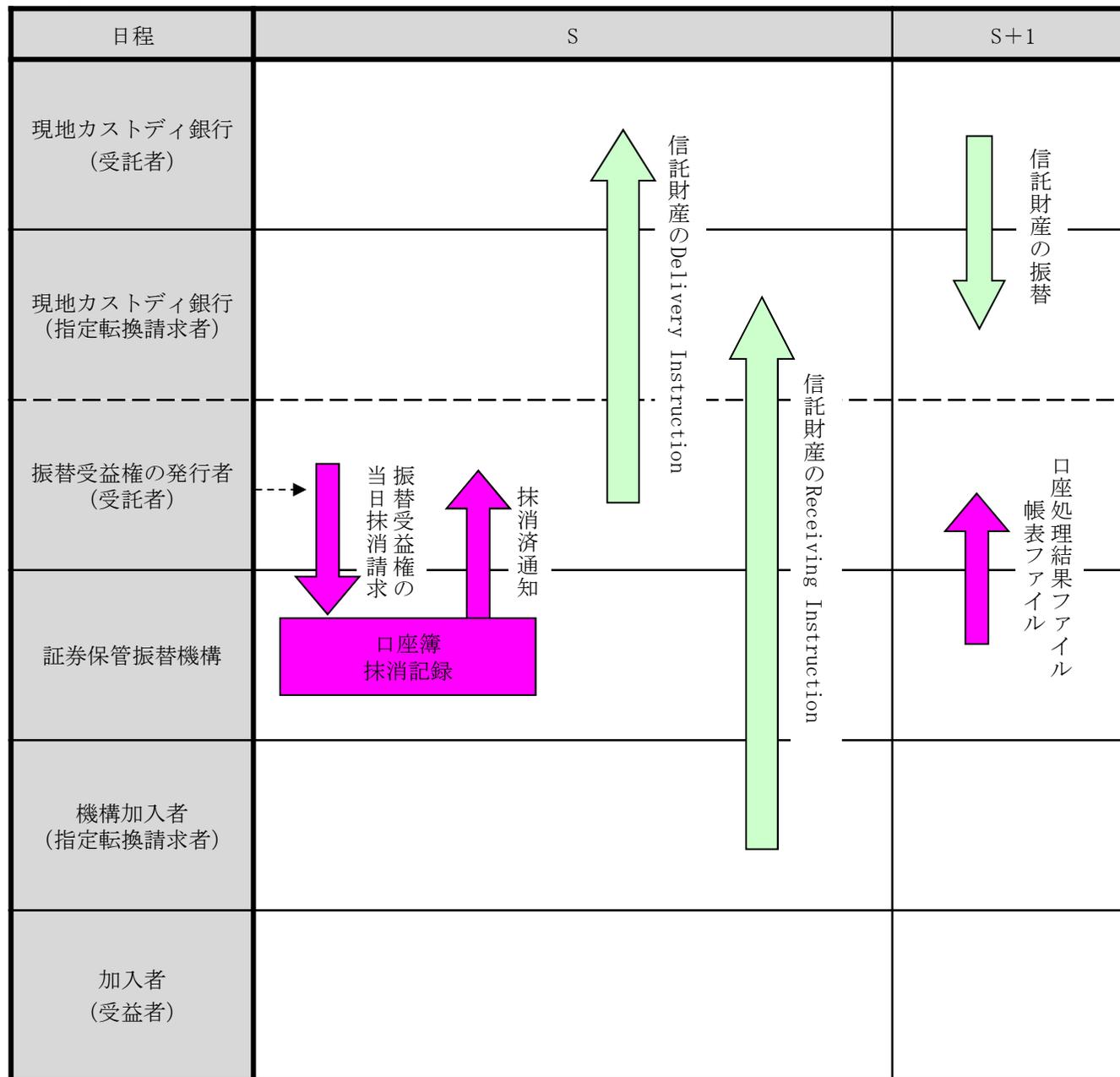


当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に追加信託を行う場合は、振替受益権の発行者への確認が必要である。



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に一部解約を行う場合の日程は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

一部解約時における日程イメージ (※)



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に一部解約を行う場合の日程は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

第5節 抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 一部抹消手続</p> <p>(1) 当日抹消請求による場合</p> <p>a 加入者（発行者を含む。以下この節において同じ。）による口座管理機関への通知 加入者は、直近上位機関である口座管理機関に対し、一部抹消の対象となる振替受益権について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 一部抹消する振替受益権の銘柄コード ② 一部抹消する振替受益権の数 ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消する加入者の口座の加入者口座コード</p> <p>b 間接口座管理機関による一部抹消の通知 加入者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、aで示された事項を通知しなければならない。</p> <p>c 機構加入者による一部抹消の通知</p>	<p>(法第127条の9、業285条の20)</p> <p>※ 一部抹消手続は、以下の場合に行われる。 (1) 転換のうち、一部解約を行う場合 (2) 発行者が受益者又は質権者に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合（受益者又は質権者のために受益者代理人に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除く。）又は法第127条の9第8項に規定する場合</p> <p>※ 一部解約の手続は、当日抹消請求によるものとする。</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、振替口座簿の記録を抹消し、一部抹消日の当日の午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力により機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項</p> <p>d 機構による抹消手続 (a) 機構による抹消手続 機構は、(1)の申請を受けた一部抹消の対象となる振替受益権の記録について、直ちに振替口座簿の記録を抹消する。</p> <p>(b) 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知</p> <p>ア 機構加入者に対する通知 機構は、一部抹消の通知に基づき振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知する。</p> <p>イ 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p> <p>(2) 先日付抹消請求による場合 a 加入者による口座管理機関への申請 加入者は、直近上位機関である口座管理機関に対し、一部抹消の対象となる振替受益権について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p> <p>① 一部抹消する振替受益権の銘柄コード ② 一部抹消する振替受益権の数 ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消する加入者の口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消をする事由</p>	<p>※ 当日抹消請求の場合には、取消しはできない。</p> <p>(業 285 条の 21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル(処理明細)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>(法第 127 条の 9、業 285 条の 20)</p>

内 容	備 考
<p>b 間接口座管理機関による一部抹消の通知 加入者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、(1) で示された事項を通知しなければならない。</p> <p>c 機構加入者による一部抹消の通知 機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、一部抹消日の前営業日までの午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力により、機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項</p> <p>d 機構及び口座管理機関による抹消手続 (a) 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、一部抹消の対象となる振替受益権の記録について、一部抹消日の午前9時に振替口座簿の記録を抹消する。</p> <p>(b) 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知</p> <p>ア 機構加入者に対する通知 機構は、一部抹消の通知に基づき振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>イ 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>2. 償還に係る一部抹消手続 (1) 発行者による償還に係る事項の通知 発行者は、特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払（以下「償還」という。）をしようとする場合には、機構に対し、償還日等の償還に係る情報を、速やかに（信託</p>	<p>※ 先日付抹消請求は、抹消日の前営業日まで取り消すことができる。 ※ファイル伝送による入力の場合には、一部抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に行う。</p> <p>(業 285 条の 21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル（処理明細）」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 発行者による通知の詳細は、第 17 節「振替受益権の取扱廃止時の取扱い」第 1 1. を参照。</p>

内 容	備 考
<p>終了日の2週間前までに) Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(2) 機構による償還に係る事項の通知 機構は、(1) の通知を受けたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、償還日等の償還に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(3) 機構及び口座管理機関による抹消手続 a 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時(午前9時)に、その備える振替口座簿における償還が行われる振替受益権についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>b 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知 (a) 機構加入者に対する通知 機構は、振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知する。</p> <p>(b) 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p> <p>3. 全部抹消手続 「全部抹消手続」については、第2章第5節「抹消手続」の2.「全部抹消の取扱い」((4)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の午後3時30分に)」及び(6)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日)」という記載を除く。)に準じる。</p>	<p>※ 機構による通知の詳細は、第17節「振替受益権の取扱廃止時の取扱い」第31.(2)を参照。</p> <p>(業285条の21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル(処理明細)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>(業285条の22、施357条の17及び357条の18)</p>

以 上

第6節 振替受益権の併合に係る手続

内 容	備 考
「振替受益権の併合に係る手続」については、第2章第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」の1.「株式併合の取扱い」に準じる。	(業 285 条の 23 及び 285 条の 24、施 357 条の 19 から 357 条の 26 まで)

以 上

第7節 振替受益権の分割に係る手続

内 容	備 考
「振替受益権の分割に係る手続」については、第2章第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」の2.「株式分割の取扱い」に準じる。	(業 285 条の 25 及び 285 条の 26、施 357 条の 27 から 357 条の 34 まで)

以 上

第8節 信託の併合及び分割に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 信託の併合に係る取扱い</p> <p>以下においては、信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付する場合（法第127条の13）の取扱いについて記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 従前の信託の受益者に対して交付する振替受益権の銘柄（以下、新たな信託銘柄という。）</p> <p>③ 割当比率</p> <p>④ 信託の併合の日程</p> <p>⑤ 信託併合効力発生日</p> <p>⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託銘柄の振替受益権の数（以下、1.において「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示</p>	<p>(業 285 条の 27 から 285 条の 28 まで、施 357 条の 35 から 357 条の 42 まで)</p> <p>(業 12 条)</p> <p>※ 発行者は、通知の後に信託の併合を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 127 条の 13 第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、信託の併合に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業 285 条の 80)</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が</p>

内 容	備 考
<p>機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する信託の併合に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託併合効力発生日の1ヶ月前の日に(信託併合効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄 ③ 割当比率 ④ 信託併合効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日 ⑥ 調整受益権数記録日</p> <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄</p>	<p>生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第18節「振替受益権の内容の提供」参照</p> <p>(業12条)</p> <p>(第285条の58) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>③ 総受益者通知事由 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 効力発生日（信託併合効力発生日） ⑦ 受益者確定日（信託併合効力発生日の前日） ⑧ 割当比率</p> <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき交付する振替受益権の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、次の①と②の合計数とする。 ① 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされていないものに限る。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。） ② 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされているものに限る。）について、特別受益者ごとの振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、質権欄に記録されている受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数とする。</p> <p>(6) 機構加入者による新受益権数申告 a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p>	<p>(第 285 条の 27)</p> <p>(第 285 条の 27)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。 ※ 直接口座管理機関は、その直近下位機</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替受益権の銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数 (全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。) を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替受益権の銘柄</p>	<p>関から信託併合効力発生日に記録すべき交付する振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・ 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）aで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象受益者 機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p>	<p>(第285条の27)</p> <p>※ 信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新たな信託銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業285条の60)</p> <p>※ 総受益者報告の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業285条の28)</p>

内 容	備 考
<p>b 割当計算の方法</p> <p>機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託併合効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託併合効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(10) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 新たな信託銘柄</p> <p>③ 総受益者通知事由（増減資等の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む）</p> <p>⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整受益権数を含む。）</p> <p>⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整受益権数</p> <p>⑨ 調整受益権数の効力発生日</p>	<p>※ 受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>（業 285 条の 28）</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（信託の併合により新たな信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>(11) 機構による総受益者通知 機構は、信託の併合に係る受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>(12) 機構及び口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>a 機構における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	<p>(第285条の61)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新たな信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業285条の28)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新受益権数申告に基づき信託併合効力発生日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>2. 信託の分割に係る取扱い</p> <p>第1 吸収信託分割の取扱い</p> <p>以下においては、分割信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が吸収信託分割に際して、承継信託の振替受益権を交付するとき（法第127条の14）の手續について記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、吸収信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託分割効力発生日の2週間前の日又は吸収信託分割に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 分割信託の振替受益権の銘柄（以下、分割信託銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 分割信託の受益者に対して交付する承継信託の振替受益権の銘柄（以下、承継信託銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 割当比率</p> <p>④ 吸収信託分割の日程</p> <p>⑤ 信託分割効力発生日</p> <p>⑥ 分割信託の受益者に対して交付する承継信託銘柄の振替受益権の数（以下、第1において「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示</p> <p>機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>(業 285 条の 29 から 285 条の 30 まで、施 357 条の 43 から 357 条の 50 まで)</p> <p>(業 285 条の 29)</p> <p>※ 発行者は、通知の後に吸収信託分割を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 127 条の 14 第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、吸収信託分割に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業 285 条の 80)</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第 18 節「振替受益権の内容の提供」参照</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する吸収信託分割に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託分割効力発生日の1ヶ月前の日に(信託分割効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分割信託銘柄及び銘柄コード ② 承継信託銘柄及び銘柄コード ③ 割当比率 ④ 信託分割効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日 ⑥ 調整受益権数記録日 <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> c 主な通知事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 分割信託銘柄 ② 承継信託銘柄 ③ 総受益者通知事由(増減資等の種別) ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内(総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日(自/至)、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日) ⑥ 効力発生日(信託分割効力発生日) ⑦ 受益者確定日(信託分割効力発生日の前日) 	<p>(業12条)</p> <p>(第285条の58)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数（全加入者分の合算値）</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、分割信託銘柄の記録の抹消と、(5) aで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p>	<p>・ 信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。</p> <p>・ 信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。</p> <p>・ 信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。</p> <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p> <p>(第285条の29)</p> <p>※ 信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、分割信託銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した分</p>

内 容	備 考
<p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、分割信託銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する承継信託銘柄である振替受益権の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている分割信託銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>（8）直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの分割信託銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>（9）機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象受益者 機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における分割信託銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、受益者ごとに、当該受益者の分割信託銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託分割効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託分割効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p>	<p>割信託銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の承継信託銘柄の増加の記録をする。</p> <p>（業 285 条の 60）</p> <p>※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>（業 285 条の 30）</p> <p>※ 受益者ごとの分割信託銘柄の振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日にお</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に分割信託銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 承継信託銘柄 ③ 総受益者通知事由(増減資等の種別) ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード(振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む) ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量(調整受益権数を含む。) ⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整受益権数 ⑨ 調整受益権数の効力発生日 <p>(11) 機構による総受益者通知 機構は、吸収信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における分割信託銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p>	<p>いて、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業285条の30)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(吸収信託分割により承継信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。)に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業285条の61)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の承継信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき承継信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p>

内 容	備 考
<p>項等を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の受益者に対して交付する振替受益権の銘柄（以下、新たな信託銘柄という。） ③ 割当比率 ④ 新規信託分割の日程 ⑤ 信託分割効力発生日 ⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託銘柄の振替受益権の数（以下、第2において、「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する新規信託分割に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託分割効力発生日の1ヶ月前の日に（信託分割効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに）、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 従前の信託の銘柄及び銘柄コード ② 新たな信託銘柄 ③ 割当比率 ④ 信託分割効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日</p>	<p>※ 左記の通知は、法第127条の14第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、新規信託分割に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業285条の80)</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第18節「振替受益権の内容の提供」参照</p> <p>(業12条)</p> <p>(第285条の58)</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 調整受益権数記録日</p> <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄 ③ 総受益者通知事由（増減資等の種別） ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 信託分割効力発生日 ⑦ 受益者確定日（信託分割効力発生日の前日） ⑧ 割当比率 <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき交付する振替受益権の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に信託分割効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされていないものに限る。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。） 	<p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(第285条の29)</p>

内 容	備 考
<p>② 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数(特別受益者の申出がされているものに限る。)について、特別受益者ごとの振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄(以下、質権欄という。)に信託分割効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、質権欄に記録されている受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数とする。</p> <p>(6) 機構加入者による新受益権数申告 a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数(全加入者分の合算値)</p>	<p>(第285条の29)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から信託分割効力発生日に記録すべき交付する振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・ 信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂

内 容	備 考
<p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （b）取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合W e b 端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで （c）主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>（7）機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）aで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p>	<p>正不可となる。</p> <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p> <p>（第285条の29） ※ 信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新たな信託銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき、交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益権の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託分割効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託分割効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(10) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日か</p>	<p>(業 285 条の 60)</p> <p>※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 30)</p> <p>※ 受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業 285 条の 30)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（新規信託分割に</p>

内 容	備 考
<p>ら起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 新たな信託銘柄 ③ 総受益者通知事由（増減資等の種別） ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む） ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整受益権数を含む。） ⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整受益権数 ⑨ 調整受益権数の効力発生日 <p>(11) 機構による総受益者通知</p> <p>機構は、新規信託分割に係る受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>(12) 機構及び口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>a 機構における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加を記録する。</p>	<p>より新たな信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>（業 285 条の 61）</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新たな信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>（業 285 条の 30）</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新受益権数申告に基づき信託分割効力発生日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	

以 上

第9節 特別受益者の申出等に関する取扱い

内 容	備 考
<p>「特別受益者の申出等に関する取扱い」については、次の手続に準じる。</p> <p>1. 特別受益者の申出 第2章第3節「振替手続」中の第2「担保に係る振替手続等」の2. 「特別株主の申出に関する手続」の手続に準じる。</p> <p>2. 特別受益者の申出の簡略化の取扱い 第2章第3節「振替手続」中の第3「特別株主の申出の簡略化の取扱い」の手続に準じる。</p> <p>3. 信託財産名義の取扱い 第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」中の4. 「機構における取扱い」の(3)「信託財産名義の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業285条の31から285条の38まで、施357条の51から357条の54まで)</p> <p>(業285条の39から285条の45まで、施357条の55から357条の57まで)</p> <p>(業285条の46から285条の49まで、施357条の58)</p>

以 上

第 10 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

内 容	備 考
<p>「振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続」については、第 2 章第 8 節「リコンサイルの手続」(1. 「発行総数と振替口座簿に記載すべき数についての照合」を除く。) 及び第 5 章第 7 節「リコンサイルの手続」中の 1. 「発行者における振替口座簿に記載すべき口数についての照合」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 50 から 285 条の 52 まで、施 357 条の 59 及び 357 条の 60)</p> <p>※ 照合の結果、不一致であった場合に発行者が機構に提出する「リコンサイル不一致連絡票(発行者用)」については、機構ホームページに掲載の書式(ST06-10)を参照</p> <p>※ 照合の結果、不一致であった場合に機構加入者が機構に提出する「リコンサイル不一致連絡票(機構加入者用)」については、機構ホームページに掲載の書式(ST01-15)を参照</p>

以 上

第 11 節 超過記録発生時の取扱い

内 容	備 考
<p>「超過記録発生時の取扱い」については、第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 53 から 285 条の 55 まで)</p> <p>※ 第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」の以下の①～⑦には、準じない。</p> <p>① 第 1 1. (1) f ② 第 1 1. (2) f ③ 第 1 2. (1) ④ 第 1 2. (2) a 及び b 並びに c の柱書 ⑤ 第 2 1. (1) d, e 及び f ⑥ 第 2 1. (2) b 及び c ⑦ 第 2 2. 及び 3.</p> <p>※ 機構は、機構の振替口座簿に記録された振替受益権の数と当該振替受益権の総数との間に不一致があり、不一致の解消ができなかった場合には、第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」の第 1 2. (2) c (a) 及び (b) の措置をとる。</p>

以 上

第 12 節 総受益者通知に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 総受益者通知に係る受益者確定日及び通知受益者</p> <p>(1) 受益者確定日</p> <p>機構は、次の各号に掲げる事由（以下「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者（⑨に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者）に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下「受益者確定日」という。）として、総受益者通知をする。</p> <p>① 受益証券発行信託の計算期日が到来したとき。 当該計算期日</p> <p>② 発行者が受益証券発行信託の信託財産に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>③ 発行者が振替受益権に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>④ 振替機関等が法第 127 条の 10 の規定により特定の銘柄の振替受益権についての記載又は記録の全部の抹消をしたとき。 当該抹消をした日の前日</p> <p>⑤ 振替受益権について信託の変更により受益権の併合又は分割をしようとする場合で、当該受益権の併合又は分割の効力が生ずる日が到来したとき。 当該受益権の併合又は分割の効力が生ずる日の前日</p> <p>⑥ 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日</p> <p>⑦ 分割信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき。 当該信託の分割に係る信託分割効力発生日の前日</p> <p>⑧ 特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払に伴い当該振替受益権の抹消が行われるとき。 当該振替受益権に係る受益証券発行信託の終了の日</p> <p>⑨ 振替受益権に上記①～⑧以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>⑩ 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日</p> <p>⑪ 機構が特定の銘柄の振替受益権の取扱いを廃止したとき（⑧に規定する総受益者通知事由に係る</p>	<p>（業 285 条の 56、施 357 条の 61）</p> <p>※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。</p>

内 容	備 考
<p>総受益者通知をしているときを除く。)。 当該取扱いを廃止した日の前日</p> <p>(2) 通知受益者 機構は、次の①～⑤に掲げる数について、当該①～⑤にそれぞれ定める者を受益者確定日における総受益者通知の対象とする受益者（以下「通知受益者」という。）として、総受益者通知をする。この場合において、当該①～⑤に掲げる数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。</p> <p>① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替受益権の数（②、④及び⑤を除く。） 当該口座の加入者</p> <p>② 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替受益権の数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。）に記載又は記録がされている数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている数に係る特別受益者</p> <p>③ 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権受益権の数 当該質権受益権に係る受益者</p> <p>④ 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記録がされている振替受益権であつて、機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている数（②の数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該振替受益権に係る信託財産名義</p> <p>⑤ 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替受益権の数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替受益権に係る信託財産名義</p> <p>(3) 総受益者通知請求 発行者は、受益証券発行信託に係る契約にあらかじめ規定している場合には、機構に対して、当該発行者が定める受益者確定日の受益者についての総受益者通知の請求（以下「総受益者通知請求」という。）を次の a から e までに掲げるところにより行うことができる。</p> <p>a 総受益者通知の請求事由 発行者は、受益証券発行信託に係る契約において、総受益者通知請求を行う旨及び請求事由をあらかじめ規定している場合には、当該事由の範囲において、機構に対して、総受益者通知請求を行うことができる。 なお、総受益者通知請求に当たっては、総受益者通知の請求事由に、次に掲げる場合に該当する事情が存在するか否かを申告するものとする。</p>	<p>(業 285 条の 57)</p> <p>(業 285 条の 62 の 2、施 357 条の 73 の 2、357 条の 73 の 3)</p> <p>※ 総受益者通知の請求事由は、その内容が具体的に規定されていることが望ましい。 ※ 総受益者通知の請求事由に当該事情が存在する場合には、機構はその請求を受理しない。</p>

内 容	備 考
<p>① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき</p> <p>② 犯罪目的を有するとき</p> <p>③ 公序良俗に反するとき</p> <p>④ 第三者への漏えいを目的とするとき</p> <p>⑤ 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき</p> <p>⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき</p> <p>b 通知期限 受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日</p> <p>c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総受益者通知請求書」を機構に対して提出する。</p> <p>d 取扱時間 随時</p> <p>e 通知内容</p> <p>① 受益者確定日</p> <p>② 総受益者通知請求の対象となる銘柄</p> <p>③ 総受益者通知請求を行う理由が、受益証券発行信託に係る契約において定められた事由が生じたためである旨</p> <p>④ 総受益者通知請求を行う理由が、a①～⑥に該当するか否かの別</p> <p>2. 総受益者通知の手続 「総受益者通知の手続」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の2.「総株主通知の手続」</p>	<p>※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。</p> <p>※ 総受益者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-08）を参照。</p> <p>※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。</p> <p>（業283条の62の3、施357条の73の4）</p> <p>※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。</p> <p>（業285条の58から285条の61まで、施357条の62から357条の70まで）</p>

内 容	備 考
<p>に準じる。</p> <p>3. 発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い 「発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の4.「発行者に対する株主情報の変更情報の提供」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 62、施 357 条の 71 から 357 条の 73 まで)</p>

以 上

第13節 振替口座簿の情報提供請求に係る手続

内 容	備 考
<p>「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」については、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」に準じる。ただし、3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続（2）b（a）③から⑤までを除き、（1）a は以下のとおりとする。</p> <p>（1）加入者の口座につき利害関係を有する者による加入者の直近上位機関（機構を除く。）への請求</p> <p>a 制度概要</p> <p>法第277条後段は、加入者の口座につき利害関係を有する者として政令で定めるもの（以下「利害関係人」という。）について、正当な理由があるときは、加入者の直近上位機関に対して、振替口座簿に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができる旨を規定しており、施行令第84条及び命令第61条は、利害関係人として、発行者のほか、次に掲げる者を規定している。</p> <p>① 加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者（施行令第84条）</p> <p>② 加入者の相続人その他の一般承継人（命令第61条第1号）</p> <p>③ 名義書換失念受益権の保有者（請求の対象となる加入者の口座が名義受益者の特別口座であって、名義書換失念受益権である銘柄に係る記載又は記録に限る。）（命令第61条第3号）</p> <p>なお、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会及び証券決済制度改革推進会議の合同会議において、「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」の一部改正が承認され、振替受益権の発行者による情報提供請求における「正当な理由」の解釈指針が追加された。追加された解釈指針（以下この節において「本解釈指針」という。）の内容は、次の1及び2のとおりである。</p> <p>1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第277条）があるものとして、振替受益権の発行者は、振替機関又は口座管理機関に対し、振替口座簿の当該発行者の振替受益権が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。</p> <p>（1）加入者の同意があるとき。</p> <p>（2）受益者と自称する者が受益者であるかどうかを確認するために必要があるとき。</p> <p>（3）発行者が、法令等に基づき、受益者に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。</p> <p>（4）上場廃止、免許取消しその他発行者又は受益者に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避</p>	<p>（業287条、施359条） （業285条の63から285条の65まで、施357条の74から357条の85まで）</p> <p>※ <u>本解釈指針には、「株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。」に相当する場合は、「正当な理由」がある場合として挙げられていない。したがって、振替受益権の発行者が、ファイル伝送又は加入者情報Web端末の画面への入力により、情報提供請求データを通知する場合には、通知内容である「請求の理由」において、「株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。」を、選択することはできない。</u></p>

内 容	備 考
<p>けるために必要があるとき。</p> <p>(5) 信託行為の定めにおいて定められた事由が生じたとき。</p> <p>2 1にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、振替受益権の発行者は、情報の提供の請求をすることができない。</p> <p>(1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。</p> <p>(2) 犯罪目的を有するとき。</p> <p>(3) 公序良俗に反するとき。</p> <p>(4) 第三者への漏えいを目的とするとき。</p> <p>(5) 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき。</p> <p>(6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。</p> <p>機構は、1に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、2に掲げる場合のいずれにも該当しないときに限り、発行者からの情報提供請求を口座管理機関に取り次ぐものとし、口座管理機関に対しては、機構からの指示に基づいて振替口座簿記録事項を通知することを義務付けている。</p>	<p>※ 振替受益権の発行者が、請求受付日の前日から6か月を超えてさかのぼった日を「請求対象期間」として指定し、情報提供請求を行う場合には、「振替口座簿情報提供請求書(振替受益権の発行者用)」(機構ホームページに掲載の書式(ST80-21-2)を参照。)を提出しなければならない。</p>

以 上

第 14 節 担保受益権に関する取扱い

内 容	備 考
「担保受益権に関する取扱い」については、第 2 章第 3 節「振替手続」の第 2 「担保に係る振替手続等」の 4. 「担保株式の届出に関する手続」に準じる。	(業 285 条の 66 から 285 条の 70 まで、施 357 条の 86)

以 上

第 15 節 分配金に関する取扱い

内 容	備 考
「分配金に関する取扱い」については、第 2 章第 14 節「配当金に関する取扱い」に準じる。	(業 285 条の 71 から 285 条の 75 まで、施 357 条の 87 から 357 条の 94 まで)

以 上

第 16 節 受益権行使のための証明書の取扱い

内 容	備 考
<p>「受益権行使のための証明書の取扱い」については、第 3 章第 14 節「社債権者集会における議決権行使等のための証明の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 76 から第 285 条の 78、施 357 条の 95 から 357 条の 97 まで)</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書交付請求書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-04) を参照。</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書受領書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-05) を参照。</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書の交付又は返還に関する通知書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-06) を参照。</p>

以 上

第17節 振替受益権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>第1 発行者による通知</p> <p>1. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴う場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の分割が上場廃止の原因となる場合の信託の分割の決定又は決議を除く。）が発生し、かつその受益債権に係るすべての債務の支払（以下「償還」という。）に係る決定をした場合には、速やかに（信託終了日の2週間前の日までに）、機構に対しTarget 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日 ⑤ 償還金支払日 ⑥ 償還金の支払に係る手続の日程 ⑦ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>添付書類</p> <p>① 償還金を支払う旨及び償還金支払に係る日程を決定及び公表したプレスリリース</p> <p>2. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴わない場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の併合又は分割が上場廃止の原因となる場合の信託の併合又は分割の決定又は決議を除く。）が発生した場合には、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日（決定している場合のみ） ⑤ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>3. 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実の発生に係る通知</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実（前記1.又は2.に該当する場合を除く。）が発生した場合には、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>（業12条、285条の21の2、施6条、357条の16の2、357条の16の3）</p> <p>※ 発行者は、通知の後に償還金支払日が変更されたときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>（業12条、施6条）</p> <p>※ 1.の通知をした場合には、2.の通知は不要。</p> <p>※ 主に非上場の振替受益権が対象になると考えられる。</p>

内 容	備 考
<p>① 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替受益権の銘柄</p> <p>② 該当しないこととなる取扱要件</p> <p>③ 信託終了日</p> <p>④ 償還金支払日</p> <p>⑤ 償還金の支払に係る手続の日程</p> <p>⑥ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>第2 機構による取扱廃止</p> <p>機構は、機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替受益権（以下、取扱廃止銘柄という。）について、発行者から第1の1. 又は2. の通知を受けた場合には、金融商品取引所における売買に係る最終売買決済日の翌営業日に、第1の3. の通知を受けた場合には、機構が別に定める日に、その取扱いを廃止する。ただし、機構が取扱いを継続する必要があると認めるときは、別に機構が定める日まで、その取扱いを継続することができる。</p> <p>第3 償還を伴う取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による償還及び取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知</p>	<p>※ ③～⑤は、償還を伴う場合における通知事項である。</p> <p>※ ④は、償還を伴わない場合においても決定している場合には通知が必要。</p> <p>(業9条、施5条)</p> <p>※ 機構は、特定の銘柄の振替受益権について、発行者が次の要件をすべて満たした場合には、業務規程第9条第2項に規定する取扱いを継続する必要があると認めるときに該当するものとして、その取扱いを継続するものとする。ただし、この場合における取扱いを継続する日数は、②に規定する日数を上限とする。</p> <p>① 金融商品取引所が上場廃止を公表した後、速やかに、信託の終了に伴い償還を行うこと並びに償還金の支払に係る日程を決定及び公表していること</p> <p>② 償還金の支払日が信託終了日から40日以内であること</p> <p>※ 上記以外に取扱いを継続する必要があると認められる場合としては、第1の1. ⑦、2. ⑤又は3. ⑥の通知が行われ、第2章第16節(10)に準じた取扱いが行われる場合が考えられる。</p> <p>(業10条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する償還及び取扱廃止に係る事項の通知 振替受益権について上場廃止及び償還に係る決定がされ、機構が取扱いを廃止することとしたときは、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日（信託終了日） ⑤ 償還金支払日</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（信託終了日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日） ⑤ 受益者確定日（信託終了日）</p>	<p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>(業12条、285条の21の2、施6条、357条の16の4)</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p> <p>(業285条の58)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>2. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託終了日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>3. 機構による総受益者通知 機構は、償還に係る受益者確定日（信託終了日）における取扱廃止銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>4. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(2) 処理結果の通知 a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>c 受益者名簿管理人への処理結果の通知</p>	<p>(業 285 条の 60) ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 61) ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 21) ※ 振替口座簿の記載又は記録の抹消手続きについては、第 5 節「抹消手続」2. 参照。 ※ 償還金が信託終了日から 40 日以内に支払われない場合（第 1 の 1. ⑦又は 3. ⑥の通知が行われ、第 2 章第 16 節（10）に準じた取扱いが行われる場合を除く）には、信託終了日から 40 日を経過した日に、第 4 の 2. に基づき振替口座簿の記載又は記録の抹消を行う。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>第4 償還を伴わない取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知</p> <p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関への通知</p> <p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日 ⑤ その他必要な事項</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内</p> <p>機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末（画面照会）</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p>	<p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p> <p>※ 「その他必要な事項」とは、取扱廃止日に取扱いを廃止する銘柄についての振替口座簿の記録はすべて抹消する旨等の事項である。</p> <p>(業285条の58)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）における取扱廃止銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p>	<p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p>

以 上

第 18 節 振替受益権の内容の提供

内 容	備 考
<p>1. 公示の時期</p> <p>機構は、振替受益権の発行者から信託の併合等の通知を受けた場合には原則として当該通知を受けた日の夕刻に、新規記録通知を受けた場合には新規記録日の翌営業日に、新規記録に係る振替受益権の総数等を機構ホームページにおいて公示する。</p> <p>2. 公示の内容</p> <p>① 受益証券発行信託の受益権である旨</p> <p>② 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所</p> <p>③ 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして信託法第 209 条第 1 項第 4 号に規定する法務省令で定める事項</p> <p>④ 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め</p> <p>⑤ 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期</p> <p>⑥ 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）</p> <p>⑦ その他信託法第 209 条第 1 項第 9 号に規定する法務省令で定める事項</p> <p>⑧ 新規記録に係る振替受益権の総数</p>	<p>(業 285 条の 80)</p> <p>※ 機構は、振替受益権の取扱いを廃止するまで、公示を行う。</p> <p>(施 357 条の 99)</p> <p>※ 公示の際には、銘柄、銘柄コード及び新規記録日を明らかにする。</p> <p>※ ③の「信託法第 209 条第 1 項第 4 号に規定する法務省令で定める事項」は、次のとおりである。</p> <p>1、各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容</p> <p>2、受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容</p> <p>3、当該受益証券発行信託において、受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め</p>

内 容	備 考
	<p>旨</p> <p>※ ⑦の「信託法第 209 条第 1 項第 9 号に規定する法務省令で定める事項」は、限定責任信託の名称及び事務処理地（当該受益証券発行信託が限定責任信託である場合に限る。）である。</p>

以上

第 19 節 特例受益権の移行に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 特例受益権</p> <p>機構取扱対象となる受益証券発行信託の受益権について、次の要件を満たす場合には、振替受入簿への記録により、振替受益権とすることができる（法附則第41条）。</p> <p>(1) 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3号に掲げる規定の施行日までに設定されたもの</p> <p>(2) 上記(1)の設定後に振替法の適用を受けることとする旨の信託契約の変更が行われたもの</p> <p>2. 機構に対する同意手続等</p> <p>(1) 信託契約の変更</p> <p>発行者は、受益証券発行信託の受益権について、振替法の適用を受けることとする旨の信託契約の変更を行う。</p> <p>(2) 同意手続</p> <p>発行者は、特例受益権及び将来発行する振替受益権に関する機構取扱いについて包括的に同意する旨の決定を行ったうえで、機構に対し、機構が指定する方法により、法第13条第1項に係る同意を行う。</p> <p>(3) 同意に関する公告</p> <p>機構は、(2)の同意を得たときは、その旨を公告する。</p> <p>(4) 特例受益権の内容の公示</p> <p>機構は、特例受益権の内容の公示について、特例受益権の内容を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>3. 移行申請の概要</p> <p>(1) 受益者による移行申請の委任</p> <p>特例受益権の受益者（以下「申請人」という。）は、機構に対し、受益証券を提出するとともに、自らのために開設された当該特例受益権の振替を行うための口座（以下「移行先口座」という。）を示して、振替受入簿への記録を申請（以下「移行申請」という。）することができる。</p> <p>なお、申請人は、自らが加入者とし口座の開設を受けた口座管理機関に対して移行申請手続を委任する（当該申請人が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。）。</p>	

内 容	備 考
<p>(2) 口座管理機関による移行申請 申請人から委任を受けた口座管理機関は、移行申請を行う。</p> <p>(3) 移行できない受益証券 申請人は、次の受益証券について、機構に対し、移行申請を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公示催告の申立て中である受益証券 ② 除権決定があった受益証券 ③ 受益権数の表示が現在の受益権の内容と異なる受益証券 ④ 偽造又は変造された受益証券 ⑤ 汚損又は毀損している受益証券 ⑥ 信託法その他の法令により無効となった受益証券 ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める受益証券 <p>4. 集中移行方式</p> <p>(1) 対象となる特例受益権の受益証券 施行日前日までに機構に預託されている特例受益権の受益証券（以下、4.において「受益証券」という。）については、以下の方式（集中移行方式）により移行を行う。</p> <p>(2) 受益者による移行申請 機構に受益証券を預託した受益者は、その口座に係る受益証券について、施行日において移行申請を行ったものとして取り扱う。</p> <p>(3) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、次に掲げる事項を示し移行申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ その他機構が定める事項 <p>(4) 振替受入簿への記録 機構は、(3)の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 	

内 容	備 考
<p>③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ 振替受入簿の記録日 ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>5. 個別移行方式</p> <p>(1) 対象となる特例受益権の受益証券 施行日前日までに機構に預託されていない特例受益権の受益証券（以下、5.において「受益証券」という。）については、以下の方式（個別移行方式）により移行を行う。</p> <p>(2) 受益者による移行申請 受益者は、機構に対し、その直近上位の口座管理機関を経由して申請を行う。</p> <p>(3) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、受益証券を提出のうえ、次に掲げる事項を示し、移行申請を行う。 なお、口座管理機関は、受益証券の移行申請に係る日程等について、機構とあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ その他機構が定める事項</p> <p>(4) 振替受入簿への記録 機構は、(3)の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <p>① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ 振替受入簿の記録日（以下単に「記録日」という。） ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>(5) 振替口座簿への記録等 a. 機構が移行先口座を開設している場合の処理 機構は、機構が移行先口座を開設している場合には、記録日に移行先口座への増加の記録を行う。</p>	

内 容	備 考
<p>b. 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理</p> <p>(a) 機構の顧客口への記録 機構は、口座管理機関が受益者の口座を開設している場合には、記録日に、当該口座管理機関の顧客口への増加の記録を行う。</p> <p>(b) 口座管理機関の口座への記載又は記録 口座管理機関は、記録日に、移行先口座への増加の記載又は記録を行う。</p> <p>(6) 移行済みの通知 機構は、発行者に対し、移行済みの受益証券を搬送して、振替受入簿に記録済みの旨を通知する。</p> <p>6. 振替受入簿の閲覧又は謄写の受付 機構は、受益者及び発行者からの振替受入簿の閲覧又は謄写の請求を受け付ける。</p>	

以 上